

平成22年 2月 5日

開浄水場給水区域の皆様

開浄水場休止について(お願い)

宇治市水道部

平素は、宇治市水道事業に、ご理解とご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

市水道部では、開浄水場の休止について理解を得るため、地元説明会を8回開催し、地元の皆さんに誠意を持って説明をしてきましたが、「開浄水場の水を継続して飲み続けたい」との意向から、開地区自治連合会外10名により、平成20年1月に「開浄水場休止差止等請求」を求め裁判を京都地方裁判所へ提訴されました。

同事件では、日頭弁論を経て、平成21年12月9日に「1.原告開地区自治連合会の訴えを却下する。」「2.原告開地区自治連合会を除く原告らの請求をいずれも棄却する」との判決が下されました。

この判決により司法による一定の判断が下りましたことを踏まえ、改めて開浄水場の体止についてのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

開浄水場の体止につきましては、平成18年12月21日に宇治市議会・建設水道常任委員会に報告の上、平成19年3月議会では「地元の理解を得るよう、努力するように」とのご意見をいただきましたが、市民の信託を受けた議会におきまして、平成19年度から21年度まで3回に亘り、開浄水場の休止を含む予算を可決いただいております。

加えて、開浄水場においては、地下水を汲み上げる場水ポンプの能力が低下してきています。裁判による判断を見守る間に2年余りが経過し、設備の老朽化もさらに進行し、断水する可能性が高まってきており、早期に府営水に切替える必要があります。

公営企業である水道事業は、清浄で豊富低廉な水の供給を図るとともに、安全で安心していただける水道水を安定的・継続的に供給することが求められております。このことは府営水についても変わりはないものであり、市水道部の努めであると考えております。

開浄水場の体止の期日については、改めてお知らせをいたしますが、市水道部の方針である開浄水場の休止と、府営水への切替えについてご理解、ご協力をお願い申し上げます。